

# 安心の設計

介護、医療、子育て、老後に関するご意見・疑問をお寄せ下さい  
メールansin@yomiuri.com  
ファクス03・3217・9957

## 追跡◆◆◆ 2 働き方改革

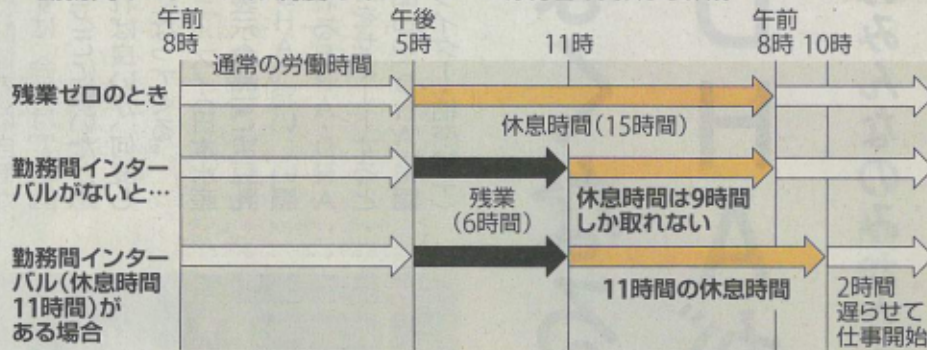
働き方改革で、残業時間が規制されるようになりまし  
た。しかし、忙しい時期には深夜まで残業し、翌朝、睡眠不足のまま仕事に行かなければならないこともあります。そのような日が続くと、体調を崩しかねません。

このようなことを防ぐために効果的なのが、勤務間インターバル制度です。仕事の終了時間と次の日の始業時間との間に、一定の休息時間を確保しようというもので、2019年4月から、導入が企業の努力義務となりました。

通常の労働時間が午前8時から午後5時までの企業で考えてみます。午後5時に仕事が終われば、翌日の仕事の開始までに15時間の休息時間が取れます。しかし、午後11時まで残業をすると、始業まで

## 努力義務「勤務間インターバル」制度

◆勤務間インターバル制度のイメージ ※厚労省の資料より作成



## 終業↓始業間 一定時間を確保



「さらに働きやすい職場を追い求めていきたい」と語る広岡さん(滋賀県甲賀市)

9時間しかありません。通勤時間も考えると、睡眠時間はもっと少なくなります。

勤務間インターバル制度が導入されれば、仕事が終わった時間に依りて、始業を遅らせることができます。休息時間は11時間と定めていれば、午後11時まで残業をした翌日は、午前10時に出勤すればいいことになるのです。

滋賀県甲賀市で介護施設「エーデル土山」を運営する社会福祉法人「あいの土山福

社」は、17年4月から介護職に勤務間インターバル制度を導入し、18年4月には対象を全職員に広げました。休息時間は12時間。入居者に異変があつて夜間に職員が出てきた場合には、始業時間を遅らせたり、特別休暇を取つてもらつたりしています。

施設長の広岡隆之さん(46)がエーデル土山で働き始めた約20年前は、長時間労働が当たり前で、残業時間が月100時間を超える職員もいまし

た。仕事を辞める人も多く、離職率は40%を超えることも。「このままではつぶれてしまうのではないか」と思つたこともあつたそうです。

そこで、10年ほど前から改革に乗り出しました。離職した人に理由を聞き、どうすれば離職者が減るのかを検討したところ、①長時間労働②腰痛③メンタル不調——と主に三つの原因があることがわかりました。

残業については、インターバル制度のほか、役職者が率先して帰ったり、業務を常に見直したりして、今ではほぼゼロに。腰痛やメンタル不調についても積極的に対策に乗り出した結果、離職率は6%ほどまで下がり、常に入職待ち者がいる状態だそうです。

「いいケアをするためにも、職員が健康でいなければならぬ」と広岡さんは語っています。

(本田克樹)

\* 次回は2月16日に掲載予定です。

## 導入企業わずか4.2% ■ EUは11時間休息義務づけ

厚生労働省の調査によると、2020年1月1日現在、勤務間インターバル制度を導入している企業は4.2%にすぎません。「導入を予定または検討している」も15.9%にとどまり、「導入予定はなく、検討もしていない」との回答が78.3%に上りました。導入予定もなく、検討もしていない企業

に理由を尋ねると、「超過勤務の機会が少なく、必要性を感じない」が56.7%となった一方、「制度を知らなかった」との回答も13.7%に上りました。

欧州連合(EU)の加盟国では、11時間の休息が義務づけられていますが、日本での普及はこれからと言えそうです。

\*27日の「安心の設計」は休みます。